

## 議案第10号

加西市農業共済事業会計事務費の賦課総額及び賦課単価を定めることについて

平成31年度加西市農業共済事業会計事務費の賦課総額及び賦課単価を、下記のとおり定めることについて、加西市農業共済条例（平成30年加西市条例第34号）第5条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月27日提出

加西市長 西村 和平

### 記

#### 1 賦課総額

5,241千円

#### 2 賦課単価

- |                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| (1) 水稻共済割                   | 共済金額の1000分の1.8  |
| (2) 麦共済割                    | 共済金額の1000分の4.0  |
| (3) 家畜共済割                   |                 |
| ア 死亡廃用共済                    | 共済金額の1000分の2.6  |
| イ 疾病傷害共済                    | 共済金額の1000分の20.0 |
| ウ 農業災害補償法（旧法）の規定により成立する家畜共済 |                 |
| （ア）乳用牛等                     | 共済金額の1000分の7.0  |
| （イ）肉用牛等                     | 共済金額の1000分の6.0  |
| (4) 畑作物共済割                  | 共済金額の1000分の5.0  |
| (5) 園芸施設共済割                 |                 |
| ア ガラス室及びプラスチックハウスV類         | 共済金額の1000分の0.4  |
| イ その他のプラスチックハウス             | 共済金額の1000分の1.5  |

ただし、周年被覆されていない園芸施設は、被覆期間に相当する額とする。

農業経営収入保険に加入するために、各共済の共済関係を解除する場合は、当該共済責任期間に相当する額とする。

(審議資料)

平成 31 年度加西市農業共済事業会計における水稻、麦、家畜、大豆及び園芸施設に係る事務費の賦課総額及び賦課単価を定めることについて、加西市農業共済条例（平成 30 年加西市条例第 34 号）第 5 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。